

## 南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成31年2月25日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査（1月実施分）

#### 2 監査の対象

土木課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、学校教育課、幼児教育課、原町第一小学校、原町第二小学校、原町第三小学校、高平小学校、大甕小学校、太田小学校、石神第一小学校、石神第二小学校、高平幼稚園、大甕幼稚園

#### 3 監査の範囲

平成30年4月から平成30年10月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

平成30年12月3日～平成31年2月22日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

対象課等	実施場所	実施日(監査委員監査)
高平小学校	高平小学校	平成31年1月17日(木)
高平幼稚園	高平幼稚園	
原町第一小学校	原町第一小学校	
原町第二小学校	原町第二小学校	
大甕小学校	大甕小学校	平成31年1月18日(金)
大甕幼稚園	大甕幼稚園	
土木課	監査委員事務局	
都市計画課		
原町第三小学校	原町第三小学校	平成31年1月21日(月)
太田小学校	太田小学校	
石神第一小学校	石神第一小学校	
石神第二小学校	石神第二小学校	
建築住宅課	監査委員事務局	平成31年1月22日(火)
教育総務課		
学校教育課		
幼児教育課		

## 8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものと認められたが、次のとおり改善を要する事項(指導事項4件)があったので、今後については留意し事務にあたられたい。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

## 《指導事項》

### 1. 該当する条例に従った許可手続きがとられていないもの

法定外公共物（里道・水路）については、南相馬市公共物管理条例及び同規則に基づき「公共物使用許可」として許可すべきところであるが、申請者である国に対し、南相馬市財務規則第179条に基づく「行政財産の目的外使用許可」に係る様式等を用い、許可を行っていた。

これは、公共物使用申請時において、復興業務へのスピーディーな対応を図るため、国・県の事業については、添付資料・申請手続きを簡略化し、許可してきた経過によるものであるが、財産管理上は適切ではない。また、公共物使用申請においては、申請者は利害関係人の同意書を添付する必要があるが、隣接地の所有者が市であることから、関係所管課と協議の上、本来の正しい手続きにより許可すべきであったと考える。

今後については、市の財産を適正に管理するとともに、法令に則った適正な事務処理をされたい。  
(土木課)

### 2. 条例に規定のない使用料徴収方法となっているもの

小学校及び中学校の施設である「多目的ホール」の使用料は、南相馬市公の施設等の使用に関する条例別表（第3条、第9条関係）において1時間につき520円と定められている。しかし、本監査を実施するに当たり、回数券を確認したところ、多目的ホールに係る「回数券12回 5,200円」の定めがないにもかかわらず、屋内運動場に係る「回数券12回（1回は1時間） 5,200円」の定めを同一に適用し使用料の徴収を行っていたものである。

条例に規定のない使用料の徴収はできないことから、今後は、当該条例に定められた徴収方法に改められたい。  
(教育総務課)

### 3. 使用料納入通知書の交付者が規則と合致していないもの

教育施設の使用許可事務のうち、使用料納入通知書の交付については、本来、南相馬市教育施設使用規則第2条の規定に基づき学校長が行うものである。しかし、実際には、教育長（所管課：教育総務課）が回数券による使用料徴収を行い、学校長は、回数券の回収・保管のみを行っているため、規則と実態が合致していなかった。

今後については、実務と現行規則を精査し、納入通知書の交付者を改めるか、あるいは実務に合わせ規則を改正するなどして、法令に則った適正な事務処理となるよう改められたい。  
(教育総務課)

#### 4. 児童館の管理運営に関し、規則で必要な事項を定める必要があるもの

児童館の管理運営及び公の施設「児童館の事務室以外の室」の使用許可等は、南相馬市公の施設等の使用に関する条例、同規則及び南相馬市教育委員会に対する事務委任規則によって教育委員会に事務委任されている。

児童館の管理運営に当たっては、本来であれば、事務委任を受けた教育委員会自らが管理運営に必要な事項を定める必要があったが、市長が定めた南相馬市児童館管理規則の趣旨を斟酌することによって事務が執行されていた。この原因は、組織機構改革に伴い、児童館を管理する所管課が市長部局から教育委員会へ所属が変更になった際、関係法令の一部が未整備となってしまったことによるものである。

今後については、児童館に係る条例等の事務委任規定に従い、当該施設の管理者として、使用許可など施設利用に必要な手続きを定めた関係例規の整備を行うなど、改善を図られたい。  
(幼児教育課)